

国立大学法人岐阜大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学が定める役員に支給する期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案するとともに、その者の職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	国家公務員の給与法を参考として、本給月額を12月1日から約0.3%引き下げた。期末特別手当の支給率を6月期は100分の15、12月期は100分の10それぞれ引き下げた。
理事	国家公務員の給与法を参考として、本給月額を12月1日から約0.3%引き下げた。期末特別手当の支給率を6月期は100分の15、12月期は100分の10それぞれ引き下げた。
理事(非常勤)	国家公務員の給与法を参考として、非常勤役員手当の月額を12月1日から約0.3%引き下げた。
監事	国家公務員の給与法を参考として、本給月額を12月1日から約0.3%引き下げた。期末特別手当の支給率を6月期は100分の15、12月期は100分の10それぞれ引き下げた。
監事(非常勤)	国家公務員の給与法を参考として、非常勤役員手当の月額を12月1日から約0.3%引き下げた。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,564	千円 12,780	千円 4,784	千円 0 ()			
A理事	千円 13,910	千円 10,104	千円 3,782	千円 24 (通勤手当)		3月31日	
B理事	千円 13,992	千円 10,104	千円 3,782	千円 106 (通勤手当)		3月31日	
C理事	千円 14,221	千円 10,104	千円 3,782	千円 335 (通勤手当)		3月31日	
D理事	千円 11,988	千円 8,696	千円 3,267	千円 24 (通勤手当)		3月30日	◇

E理事	千円 13,910	千円 10,104	千円 3,782	千円 24 (通勤手当)		3月31日	
A監事	千円 11,212	千円 7,840	千円 2,934	千円 437 (通勤手当)			
A監事 (非常勤)	千円 1,920	千円 1,920	千円 0	千円 0 ()			

注1:総額及び各内訳については千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

- ・「退職公務員」:常勤の国家公務員として職務に従事した者(下記①から③まで又は役員出向者に該当する者を除く。)とする。
①専ら教育、研究又は医療に従事した者(大学教授、研究者、医師等)②国家公務員としての勤務が一時的(原則として、任期の定めのある場合は1期、任期の定めがない場合は3年程度以下)であった者③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。)
- ・「役員出向者」:国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者とする。
- ・「独立行政法人等の退職者」:独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者とする。

3 役員退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当なし	
理事	千円	年 月			該当なし	
監事	千円	年 月			該当なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、教育・研究活動及び大学運営に係る人材の有効活用を推進するため、本学にて決定された当初予算の範囲内で最も効率的に運用できるよう人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与法に定める職種に応じた俸給表を参考とし、毎年的人事院勧告を基本として、給与水準を決定する予定である。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学の定める人事評価の結果を基礎資料とし、職員が職務を通じて発揮している能力(職務遂行能力)によって任用、給与等の処遇に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	昇給区分を5段階とし、毎年1月1日の昇給の日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて昇給させることができる。
昇格・降格	昇格: 特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の職務の級に決定することができる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

給与法を基本として、次のとおり改定した。

- ① 本給月額を初任給を中心とした若年層を除き約0.2%～0.3%引き下げた。
- ② 期末手当の支給率を6月期は100分の15、12月期は100分の10それぞれ引き下げた。
- ③ 勤勉手当の支給率を6月期、12月期とも100分の5引き下げた。
- ④ 住居手当について自宅に係る手当を廃止した。
- ⑤ 非常勤の委員等に対する給与日額の限度額を100円引き下げた。
- ⑥ 本給の調整額に係る調整基本額の一部を100円引き下げた。
- ⑦ 待機手当を新設した。
- ⑧ 特殊勤務手当として専門薬剤師の資格手当、分娩手当及び主幹教諭手当を新設した。
- ⑨ 教員免許状更新講習業務担当手当を新設した。
- ⑩ 退職手当法の改正に準じ、退職手当の新たな支給制限及び返還請求制度を設けた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1,386	43.0	6,696	4,947	86	1,749
事務・技術	265	42.7	5,421	4,042	109	1,379
教育職種 (大学教員)	660	48.7	8,616	6,313	95	2,303
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	348	33.4	4,410	3,304	45	1,106
技能・労務職種	10	55.0	5,263	3,933	80	1,330
教育職種 (附属義務教育学校教員)	33	36.3	6,092	4,617	67	1,475
教育職種 (外国人教師等)	該当者なし					
医療職種 (病院医療技術職員)	69	39.5	5,269	3,948	129	1,321
その他医療職種 (看護師)	1					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
再任用職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	84	35.3	3,890	3,452	70	438
事務・技術	28	36.1	3,164	2,403	89	761
教育職種 (大学教員)	10	43.3	5,805	4,361	100	1,444
医療職種 (病院医師)	45	32.5	3,912	3,912	50	0
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1					
医療職種 (病院医療技術職員)	該当者なし					

<年俸制適用者>

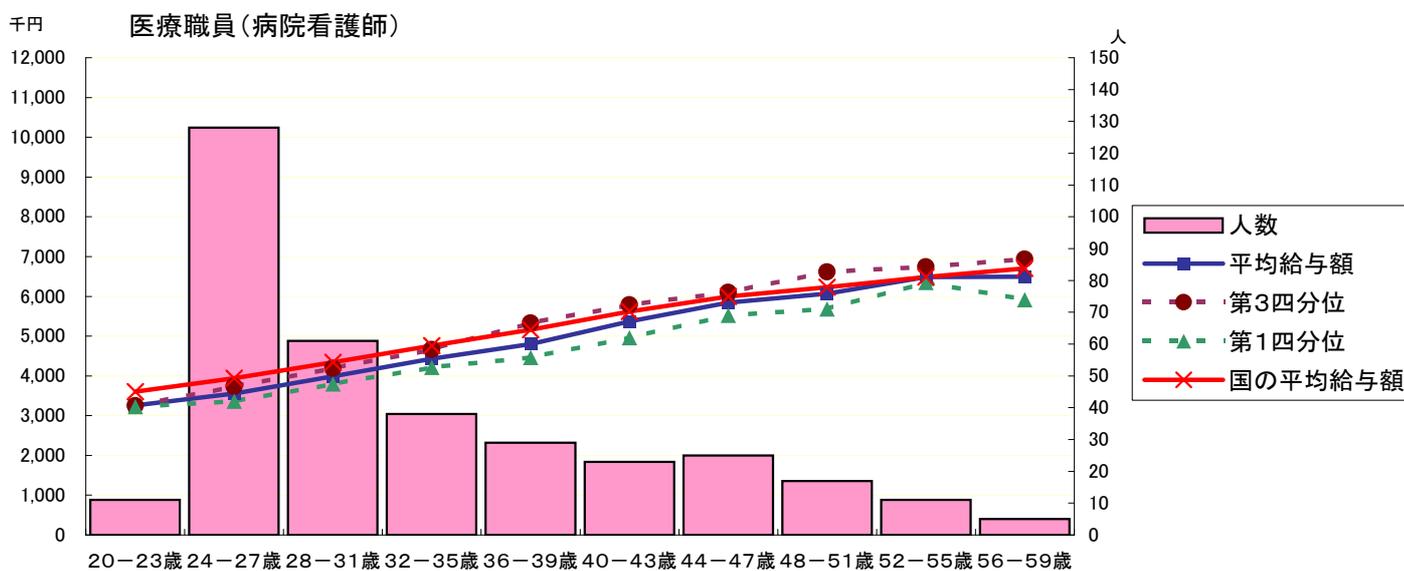
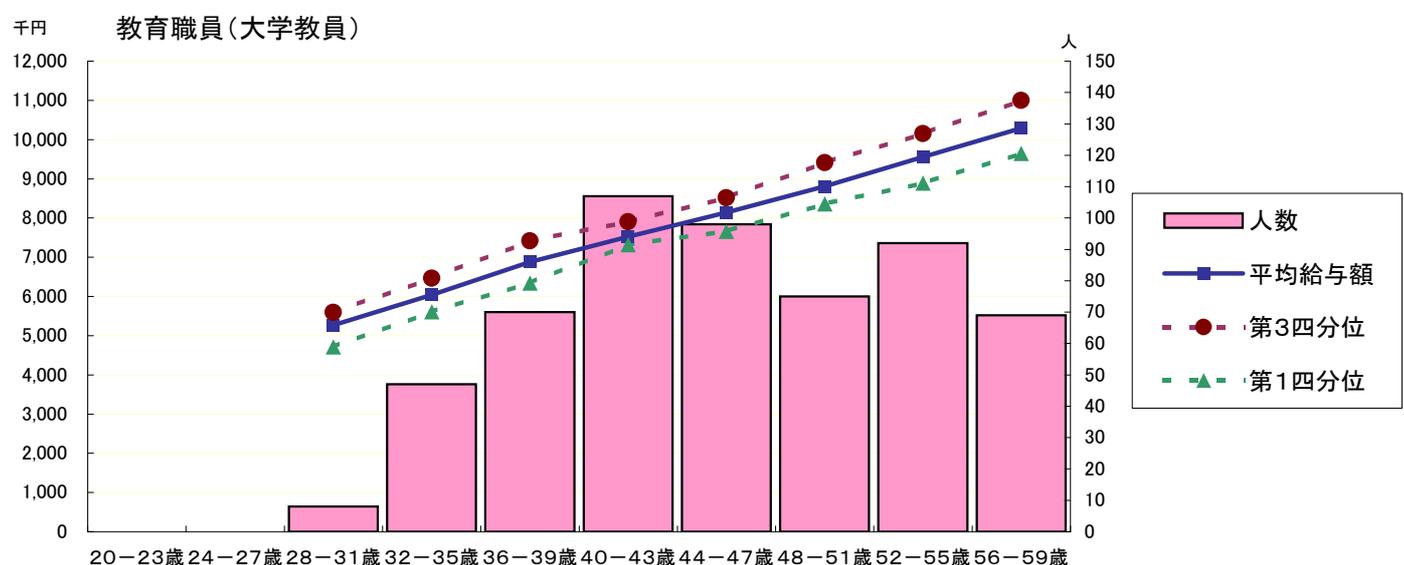
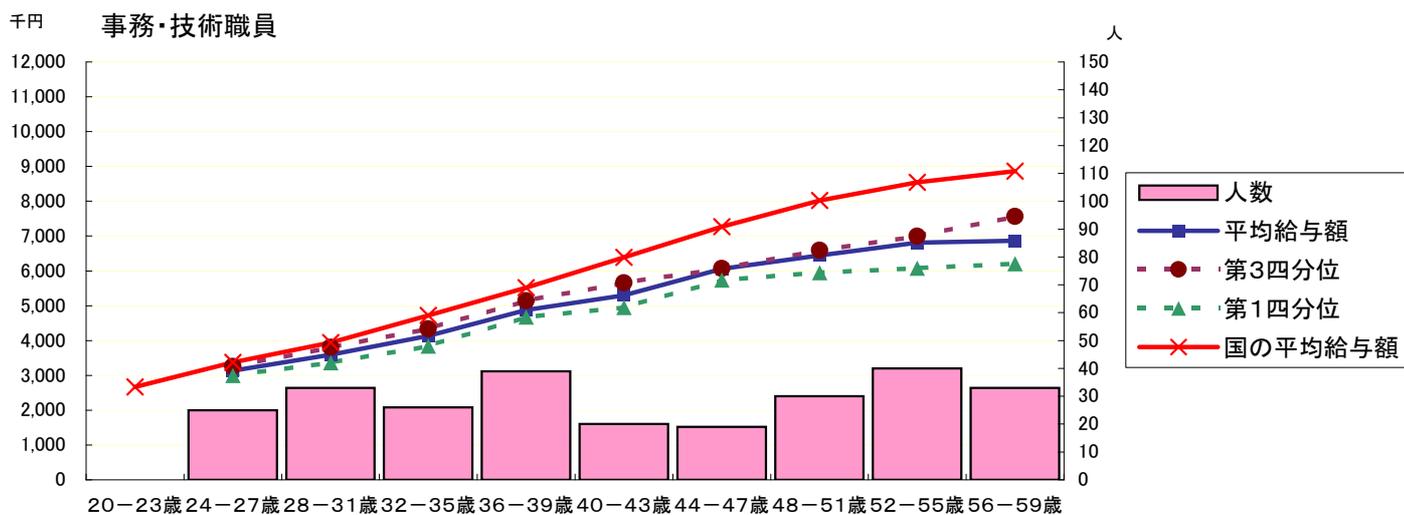
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	1					
教育職種 (大学教員)	1					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員のその他医療職種(看護師)及び非常勤職員の技能・労務職種については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3:<年俸制適用者>常勤職員の教育職種(大学教員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
部長	6	55.3	9,049	9,737	10,078
課長	19	54.0	7,388	7,722	8,107
課長補佐	34	53.5	6,314	6,544	6,847
係長	102	45.8	5,183	5,652	6,067
主任	28	40.3	4,179	4,763	5,542
係員	76	30.8	3,137	3,556	3,842

注:「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「事務主幹」を含み、「課長補佐」には「事務長補佐」及び「事務主幹付補佐」を含み、「係長」には「専門職員」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	264	56.3	9,451	10,162	10,704
准教授	217	45.5	7,567	8,019	8,462
講師	43	47.6	7,376	7,689	8,081
助教	135	39.1	5,757	6,410	7,054
助手	1		—		—

注:助手の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1		—		—
副看護部長	3	48.8	—	6,724	—
看護師長	20	47.7	6,068	6,386	6,577
副看護師長	44	44.9	5,433	5,763	6,100
看護師	280	30.3	3,471	3,965	4,322

注1:看護部長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2:副看護部長の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第3分位」及び「第1分位」は表示していない。

③職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	係員	係長主任	課長補佐 係長	課長	課長	部長
人員 (割合)	265人	32人 (12.1%)	47人 (17.7%)	125人 (47.2%)	31人 (11.7%)	19人 (7.2%)	6人 (2.3%)	5人 (1.9%)
年齢(最高～最低)		38歳 24歳	59歳 27歳	59歳 33歳	59歳 46歳	59歳 50歳	59歳 44歳	59歳 50歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,700千円 2,165千円	3,973千円 2,450千円	5,239千円 2,824千円	5,633千円 4,164千円	6,181千円 4,591千円	6,670千円 5,926千円	8,140千円 6,558千円
年間給与額(最高～最低)		3,527千円 2,915千円	5,309千円 3,279千円	7,028千円 3,776千円	7,605千円 5,687千円	8,107千円 6,311千円	8,865千円 7,919千円	11,031千円 9,049千円

区分	8級	9級	10級
標準的な職位	部長	部長	部長
人員 (割合)	該当者なし	該当者なし	該当者なし
年齢(最高～最低)	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)	～	～	～
年間給与額(最高～最低)	～	～	～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	660人	1人 (0.2%)	88人 (13.3%)	90人 (13.6%)	218人 (33.0%)	263人 (39.8%)	該当者なし
年齢(最高～最低)		～	61歳 28歳	64歳 32歳	64歳 31歳	64歳 40歳	～
所定内給与年額(最高～最低)		～	5,443千円 2,857千円	6,413千円 4,680千円	7,192千円 4,557千円	9,985千円 5,674千円	～
年間給与額(最高～最低)		～	7,288千円 3,824千円	8,775千円 6,130千円	9,758千円 6,106千円	13,991千円 7,761千円	～

注:1級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(医療職種(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	348人	該当者なし	280人 (80.5%)	44人 (12.6%)	20人 (5.7%)	3人 (0.9%)	1人 (0.3%)	該当者なし
年齢(最高 ～最低)		歳	57歳 23	59歳 32	59歳 40	51歳 46	歳	歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円	4,507千円 2,303	5,229千円 3,199	5,145千円 4,265	5,027千円 4,794	千円	千円
年間給与 額(最高 ～最低)		千円	6,064千円 3,081	7,063千円 4,311	6,956千円 5,897	6,827千円 6,614	千円	千円

注:6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.9%	64.8%	63.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.1%	35.2%	36.6%
	最高～最低	48.0～33.0%	45.8～29.1%	45.0～30.9%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4%	68.0%	66.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6%	32.0%	33.7%
	最高～最低	41.0～30.9%	36.7～27.8%	38.8～29.5%

(教育職種(大学教員))

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.2%	66.8%	65.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.8%	33.2%	34.9%
	最高～最低	48.7～31.6%	40.3～29.7%	44.5～30.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.4%	68.1%	66.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.6%	31.9%	33.6%
	最高～最低	48.4～32.3%	48.0～25.7%	48.2～30.5%

(医療職種(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.2	68.0	66.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.8	32.0	33.7
	最高～最低	41.0～32.6	36.7～28.8	37.4～30.7

注:医療職種における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 83.2

対他の国立大学法人等 95.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 97.1

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 93.2

対他の国立大学法人等 97.2

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	83.2
	参考	地域勘案 88.4 学歴勘案 83.3 地域・学歴勘案 88.5
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.5% (国からの財政支出額 14,518,997千円, 支出予算の総額 39,761,677千円:平成21年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出額に占める給与, 報酬等支出総額の割合は約75%であるが, 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は36.5%であり, また, 事務・技術職員の対国家公務員指数が83.2であることから, 人件費, 給与水準は国からの財政支出額に大きな影響を与えていない。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 1,281,482千円(平成20年度決算)	
	【検証結果】 非資金的要因(病院の建物・設備の減価償却費が大きいため。)により欠損額が発生している。資金上は欠損となっていないため, 人件費, 給与水準は累積欠損額に大きな影響を与えていない。	
講ずる措置	現在の状態を維持し, 今後も給与水準の適切性に努めていきたい。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	93.2
	参考	地域勘案 95.6 学歴勘案 92.6 地域・学歴勘案 95.8
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.5% (国からの財政支出額 14,518,997千円, 支出予算の総額 39,761,677千円:平成21年度予算)	
	【検証結果】 国からの財政支出額に占める給与, 報酬等支出総額の割合は約75%であるが, 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は36.5%であり, また, 医療職員(病院看護師)の対国家公務員指数が93.2であることから, 人件費, 給与水準は国からの財政支出額に大きな影響を与えていない。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 1,281,482千円(平成20年度決算)	
	【検証結果】 非資金的要因(病院の建物・設備の減価償却費が大きいため。)により欠損額が発生している。資金上は欠損となっていないため, 人件費, 給与水準は累積欠損額に大きな影響を与えていない。	
講ずる措置	現在の状態を維持し, 今後も給与水準の適切性に努めていきたい。	

・教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

94.4

(注)上記比較指標は, 法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に, 平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16 年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 10,828,246	千円 11,352,266	千円 (%) △524,020 (△4.6)	千円 (%) △934,619 (△7.9)
退職手当支給額 (B)	千円 1,275,876	千円 1,259,521	千円 (%) 16,355 (1.3)	千円 (%) 684,305 (115.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,531,168	千円 3,063,881	千円 (%) 467,287 (15.3)	千円 (%) 1,711,359 (94.0)
福利厚生費 (D)	千円 1,638,617	千円 1,691,060	千円 (%) △52,443 (△3.1)	千円 (%) 16,794 (1.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 17,273,907	千円 17,366,728	千円 (%) △92,821 (△0.5)	千円 (%) 1,477,839 (9.4)

注1:「非常勤役職員給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」の減は、給与改定に伴う期末・勤勉手当の支給率減及び年間平均支給人員数の減が主な要因である。また、「最広義人件費」の減は、「給与、報酬等支給総額」の減及びそれに伴う福利厚生費の減が主な要因である。

② i) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

※「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

※中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策

- ・定員制度に代えて、中期計画の認可に基づいて、全学で管理・配置する配置職員数の制度を設ける。
- ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

iii) 人件費削減の取組の進捗状況

・当年度までの各年度の人件費削減率

$$\text{計算式} = (\text{各年度の金額} - \text{基準年度(平成17年度)の金額}) \div \text{基準年度(平成17年度)の金額} \times 100$$

・当年度までの各年度の人件費削減率(補正值)

$$\text{計算式} = ((\text{各年度の金額} - \text{基準年度(平成17年度)の金額}) \div \text{基準年度(平成17年度)の金額} \times 100) - (\text{基準年度(平成17年度)から当年度までの各年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率の和})$$

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等 支給総額(千円)	12,131,300	11,795,458	11,550,244	11,352,266	10,828,246
人件費削減率 (%)		△2.8	△4.8	△6.4	△10.7
人件費削減率 (補正值)(%)		△2.8	△5.5	△7.1	△9.0

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年及び平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%及び▲2.4%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし